

平成30年3月13日

法務省民事局民事第二課 御中

一般社団法人 信託協会

「法定相続情報証明制度に関する意見募集」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

「法定相続情報証明制度に関する意見募集」に関する意見

「法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大に係る法定相続情報一覧図の記載内容等の見直しについて」の該当箇所	意見
1 背景（法定相続情報証明制度の利用範囲拡大等）について	<p>法定相続情報一覧図の交付申出を行うことができる者として、①相続人等又はその「法定代理人」、②それらの委任による代理人（親族に限る）、及び、③資格者代理人が規定されている（不動産登記規則 247 条）。</p> <p>信託銀行等は、「遺言執行者」に就任し、相続人の代理人として、相続の各種手続の執行事務を行っている。</p> <p>しかし、実務上、「遺言執行者」が、上記不動産登記規則上の「法定代理人」に該当し、一覧図の交付申出を行うことができるか否かについては、必ずしも明らかではない。</p> <p>すなわち、遺言執行者は相続人の代理人とみなされる（民法 1015 条）ことから、一般には法定代理人であると解されるものの、他方で、法務省からは、平成 29 年 4 月 17 日に公表された本制度に関するパブリックコメントの結果にて、「申出人について、遺言執行者など利害関係人も含めるべき。」との意見に対し、「今後の参考とさせていただきます。」との回答がなされており、遺言執行者としての立場で一覧図交付申出が可能であるのか否かが明らかではない。</p> <p>そこで、今回の見直しにおいて、遺言執行者も上記「法定代理人」に含まれることを明らかにしていただきたい。</p> <p>法定相続情報一覧図について、やむを得ない場合を除き、手書きでの記載は法定相続情報証明制度の対象外としていただきたい。手書きとしている場合、人により字が読みづらいという問題があるだけでなく、線の引き方が曖昧であったり曲がったりしているなどの理由から一見して相続関係が明らかでないケースが散見される。このような場合に金融機関の個別判断で法定相続情報証明書による対応を不可とすると、制度の利用が阻害されかねないことから、ワードプロセッサ等を使用して作成することを原則としていただきたい。</p> <p>法定相続情報一覧図の作成時点において判明している相続放棄、胎児相続人の存否、数次相続の発生（及び対象者の相続人の記載）についても、一覧図において記載すべきものとしていただきたい。かかる記載がない場合、結局、再度の法定相続情報一覧図の作成が必要になるなどして、金融機関のみならず、制度利用者にも追加の負荷が</p>

	<p>かかり、望ましくないものと考えられる。</p> <p>相続人の住所についても特に難しい事情がない限り記載することを原則としていただきたい。かかる内容の有無により金融機関における手続の円滑さが相当程度異なるため、必須にすることは困難であるとしても、原則として記載するものとするのが、制度の利用の促進につながるものと考えられる。</p>
<p>2 具体的方策（案）（1）について</p>	<p>法定相続情報一覧図の記載内容について、以下の項目も記載するようにしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 養子縁組のあった日付 ② 法定相続人の先順位ないし同順位であった者（死亡・離縁等により法定相続人の地位を喪失した者）がいる場合には、その者についても法定相続人と同様に氏名・生年月日等を記載するとともに、地位を喪失した原因・日付 <p>理由としては、①については代襲相続が想定される場合に養子縁組のあった日と養子の子の出生日の先後によって代襲相続権の有無を確認する必要があること、②については代襲相続の場合の代襲原因を明らかにする、離縁の有効性について争いが生じる可能性があるなど、相続人の範囲に関して金融機関において法定相続情報証明制度の記載から網羅的に把握できることにすることで、その制度利用の拡大を図ることができると考えるからである（なお、実務的にも、制度利用をしない場合には、このような事実関係を網羅的に把握したうえで金融機関においては対応を行っている）。</p>
<p>2 具体的方策（案）（3）について</p>	<p>相続登記手続の際の提出書類の簡略化を図る点において、本改定には基本的に賛同する。</p> <p>なお、一覧図は金融機関等での相続手続においても利用されることも想定されていると思われるため、本改定がなされた場合に、金融機関での相続手続が簡略化されるか否かについて、念のため付言いたしたい。</p> <p>金融機関においては、相続手続上、相続人の住所は、相続手続申請時の住所を基本としているところ（厳密には、相続人に提出いただく住民票の有効期間に関する金融機関側の設定により、必ずしも相続手続申請時の住所と一致するとは限らない場合もあろうが）、一覧図に相続人の住所が記載されたとしても、一覧図作成時と、相続手続申請時の間に一定の時間的間隔があり、一覧図作成後の住所異動の有無を確認する必要がある場合には、一覧図の住所記載のみでは、相続手続を完了できない場合がある。</p> <p>かかる意味において、本改定により金融機関での手続が、必ず簡略化されるとは限らないと思われる。</p>